

## 不正行為

# 不正に会社の情報を 持ち出したら・・・

### 【研修について】

- ・ 本研修の目安時間は、15分間です。
- ・ 講師の指示に従って、本資料を読み進めてください。  
(勝手に本資料を読み進めないでください。)

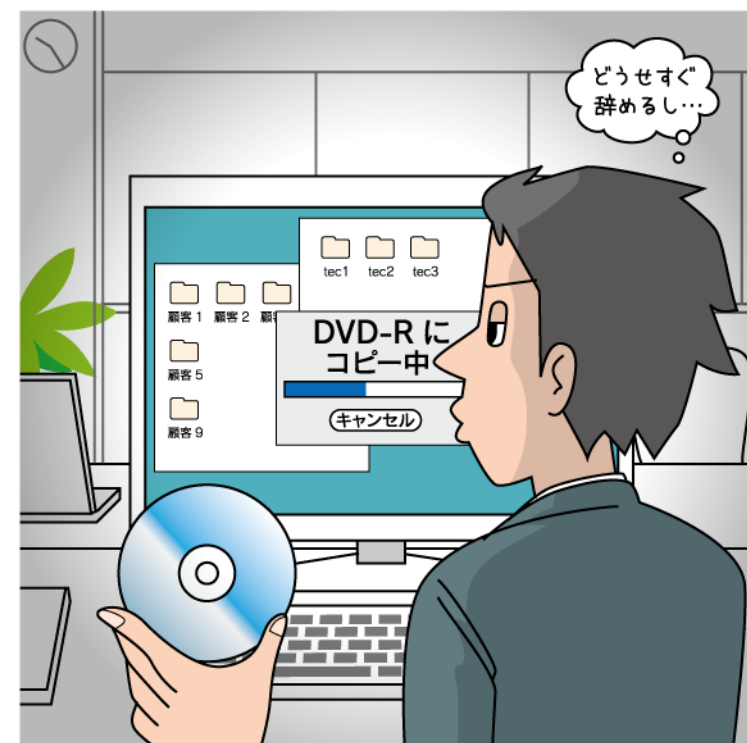
**【本研修の目的】**

- 隣の人や、後ろの人と**意見交換をしながら**、学ぶことを目的としています。積極的に発言しましょう。

不正に会社の情報を持ち出したら・・・

## 不正に会社の情報を持ち出したら・・・

日頃から会社の待遇や給与面に納得していなかったAさんは、思い切って会社を退職し、同業他社に転職することを決意しました。Aさんは、「もうこの会社にいなくなるからいいや」と在籍中に会社のサーバーに不正にログインし、営業活動で使用していた顧客情報や、技術情報などを記録メディアにコピーして持ち出しました。



Q1

なぜAさんは、このようなことをしたのでしょうか？

不正に会社の情報を持ち出したら・・・

A

1

- ・ 土産があれば転職が有利になると考えたから
- ・ 転職先の会社でいいポストに就けると考えたから

転職活動で活用させてもらうよ！

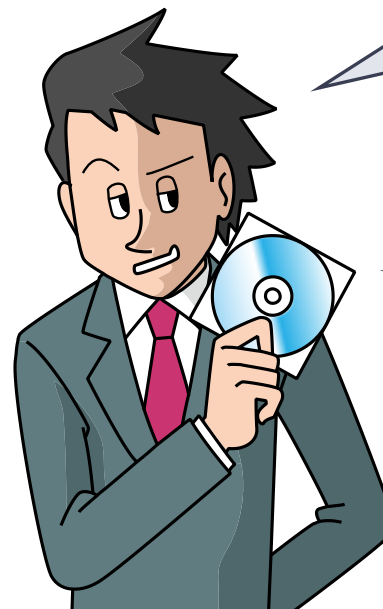
俺が訪問して獲得した企業も含まれているし、問題ないだろう！

この顧客データがあれば転職先で、トップ営業マンも夢じゃない！

会社が俺の仕事ぶりを評価しないからいけないんだ！

この情報を転職先に教えれば、感謝されて給料もあがるだろう。

まあ、会社もコピーされたなんて気が付かないでしょう。



Aさん

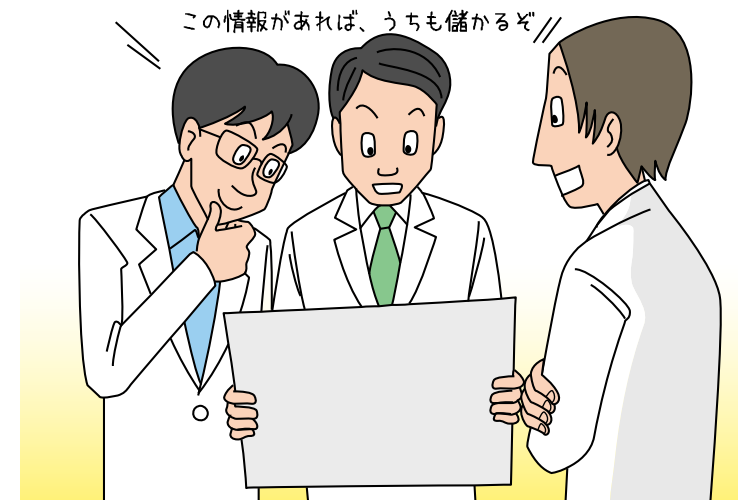
Q2

**3ページのAさんの行為は、  
どの様な点で会社に不利益が  
あるのでしょうか？**

不正に会社の情報を持ち出したら・・・

A  
2

## 優位性のある情報が他社に渡って、本来得られるはずだった利益が他社に奪われてしまう



企業が独自に持つ技術・ノウハウ・経営情報・顧客情報などのうち、下記の(1)～(3)を満たす情報は**営業秘密**と呼ばれており、不正競争防止法で保護されています。

- (1)秘密として管理されていること(秘密管理性)
- (2)事業活動に有用な技術上または営業上の情報であること(有用性)
- (3)公然と知られていないこと(非公知性)

Q3

**1年後、Aさんが顧客情報と  
技術情報を持ち出し、転職先で  
開示していた事実が判明しました。  
これにより、Aさんと転職先の会社は  
どのようなダメージを  
負う可能性があるでしょうか？**

不正に会社の情報を持ち出したら・・・

A  
3-1

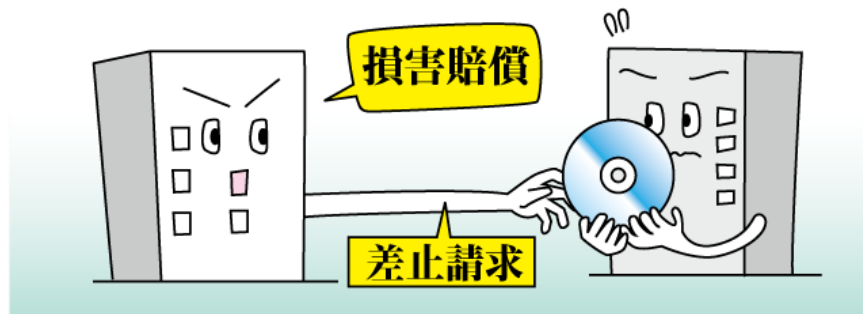
## Aさんは、不正競争防止法違反 (営業秘密開示)の罪となる



営業秘密侵害罪により「10年以下の懲役若しくは2000万円以下の罰金又は併科」という刑罰を科せられる場合があります。また、「損害賠償」を求められる場合があります。

A  
3-2

## 転職先の会社は、差止請求や損害賠償請求を受ける



「差止請求(営業秘密データの使用禁止、営業秘密を用いて生産した製品の廃棄)」や「損害賠償」などを求められる場合があります。



Q4

**営業秘密の不正な持ち出し  
(または持ち込み)によって、  
私たち自身や、会社がダメージを  
受けないようにするには、  
どのような対策が必要でしょうか？**

不正に会社の情報を持ち出したら・・・

A  
4

- 営業秘密の不正な持ち出し・開示は、悲惨な結末となることを、しっかりと理解する。
- 会社として、営業秘密を厳格に管理する
  - 情報にアクセスできる者を制限する
  - アクセスログをとる
  - 「社外秘」など、一目で秘密の情報であることを分かるようにする など



**営業秘密の不正な持ち出し・開示は犯罪行為  
です。「魔が差した」では済みません。**

不正に会社の情報を持ち出したら・・・

**会社と働く人たち、その家族を守るのは  
あなたのコンプライアンス行動です。**

**お疲れ様でした。**